

日本の里親家庭で暮らす里子の聴かれる権利

国際基督教大学大学院修了 林 茉莉

1 研究の背景

2022 年、沖縄県で里親と共に暮らしていた里子の委託を解除すべく、児童相談所が里子を一時保護した様子が注目を集めた。里親に抱かれた里子は号泣している様子であったが、大型な車で待機していた児童相談所の複数の担当者は、里子を落ち着かせる間もなくそれに乗せ、出発させた。このような児童相談所のやり方は物議を醸し、県の第三者委員会が児童相談所の対応を検証することになった⁽¹⁾。

一時保護や委託解除という、里子に大きな影響を与える決定について、児童相談所は、里子の意見を聴いたのだろうか。その上で決定をおこなったのだろうか。この問いは、沖縄県の事例に限ったことではなく、日本国内の「里親委託解除」に関する判例においても問われべきものである。

日本が批准した子どもの権利条約の第 12 条は、「意見を聴かれる子どもの権利」に関する定めであるが、この聴かれる権利⁽²⁾は里子の委託解除事案において、里子に保障されているのであろうか。本研究の主たる関心はそこにあるため、次の三つの問いを立てた。

2 里子の聴かれる権利を保障する基準

里子の聴かれる権利は、児童相談所や裁判所をはじめとする組織に属するおとなが、どのような点を考慮したことをもって「保障された」といえるのか。本稿では、国連・子どもの権利委員会による一般的意見 12 号を、里子の聴かれる権利を保障する基準の根拠とする。その上で、ヨーロッパの複数の国家の国内裁判所の判決と、欧州人権裁判所の判決のうち、一般的意見 12 号の内容を実践している、あるいは具現していると考えられるものを抽出し、里子の聴かれる権利を保障する基準を策定する。取り扱う判例⁽³⁾の概要は次の通

りである。

- (1) 「子どもと離れて暮らす親の、子どもとの面会の権利」に関するヨーロッパの国内判例 2 件、欧州人権裁判所の判例 1 件
- (2) 「子どもの引き渡しと、子どもと離れて暮らす父の面会」に関するヨーロッパの国内判例 1 件、欧州人権裁判所の判例 1 件
- (3) 「親権を持たない父の、子どもとの面会の権利および親権」に関するヨーロッパ国内判例 3 件、欧州人権裁判所の判例 2 件
- (4) 「刑事責任が問われた子どもの調停の環境」に関する欧州人権裁判所の判例 1 件
- (5) 「里親家庭で暮らす子どもの引き渡し」に関するヨーロッパの国内判例 2 件、欧州人権裁判所の判例 1 件

検討の結果、以下の「A」、「B」、「C」を柱として 14 点の里子の聴かれる権利を保障する基準が明らかになった。

A. 意見を聴かれる環境

1. 子どもの専門家が子どもに聴取を行うこと
2. 子どもがプレッシャーを感じにくい聴取の環境を用意すること
3. 裁判所で子どもが聴かれる場合、その年齢、成熟度、知的能力および感情的能力を十分に考慮した方法で扱われること

B. 自己の意見をまとめる子どもの能力の評価

4. 子どもが自分の意思をはっきりと表明すること
5. 子どもが長期間にわたり、継続的に、事案に関する意向を表明すること
6. 子どもの心身の様子を踏まえ、その子どもの意見を考慮すること
7. 意見を聞く人が長期的に聴取を行い、子どもの考える力について評価すること
8. 10 歳未満の子どもでもその意見を考慮すること
9. 子どもに対する聴取を複数回行うこと

10. 表情から子どもの意見を読み取ること
11. 専門家による子どもの意思の探求のうえで最善の利益の検討・調査を行うこと

C. 子どもの意見の重視の程度

12. 子どもが自身で判断できる力があると認められるのであれば、意思にならう結論を出すこと
13. 子どもの措置について、親の養育能力の欠如という明確な考慮事項がない場合、子ども自身の希望に従って監護権が与えられること
14. 子どもの意見が独立したものではないと言える証拠はない限り、たとえ忠誠葛藤が疑われていても、子どもの意見を優先して考えること

3 基準を用いた日本の裁判所・行政の評価

里子の一時保護や里親委託解除、里子の引き取りに関する日本の9つの判例⁽⁴⁾は、前項で示した里子の聴かれる権利の基準を、どの程度満たしているのだろうか。それを検討し、評価すべく、前項で示した里子の聴かれる権利の基準を元に、判例を14の基準ごとに評価し、次の「A」、「B」、「C」に分類する。

- A. 裁判所が里子の聴かれる権利の基準を一つでも考慮した判例
- B. 裁判所は里子の聴かれる権利の基準を一つ以上考慮しなかったが、事案にかかわる行政がそれを考慮した判例
- C. 裁判所も行政も、里子の聴かれる権利の基準を一つ以上適切に考慮しなかった判例

検討の結果、Aに分類される判例は5つ、Bに分類される判例は2つ、Cに分類される判例は7つあることがわかった。以上から、日本の多くの裁判所や行政は里子の聴かれる権利を適切に理解していないといえる。

4 里子の権利や聴かれる権利の保障に取り組む団体との比較

前項の結果からは、日本の多くの裁判所と行政が里子の聴かれる権利を理解していないことが明

らかになった。ところで、日本で「里子の聴かれる権利を保障する」ことの障壁は、裁判所に限った話ではなく、あらゆる実践の場面において高いのだろうか。それを明らかにすべく、福岡県と大分県で、里子の聴かれる権利や里子の権利に取り組む以下のNPO、大学での聞き取り調査をもとに、策定した基準の観点から、諸団体の取り組みを検討し、判例と比較する。

- (1) 子どもNPO センター福岡
- (2) 子どもアドボカシーセンター福岡
- (3) SOS子どもの村 JAPAN
- (4) 大分大学大学院福祉健康科学研究科権利擁護センター

検討の結果、判例では考慮がなかった一方、対象とした諸団体が考慮した基準は、基準2、基準8、基準14であった（「2 里子の聴かれる権利を保障する基準」参照）。以上から、裁判所と行政は以上3つの基準において諸団体から遅れをとっているといえるため、諸団体から里子の聴かれる権利を保障するための取り組みを学ぶ必要があるといえる。

おわりに

2024年度、児童相談所は、子どもの一時保護等の際にその意見聴取の措置を講ずることが義務化されたため、より多くの児童相談所で里子の意見を聴く取り組みが重視されることが予想される。ところがその際に、具体的な聴取の方法や、決定に反映する方法は、子どもの権利条約第12条の文言にも、国内法にも明記されていない。これにより現場では混乱が生じる可能性があるが、このような状況に対し手引きとなるのが、本研究であることを願う。国際法の観点から里子の聴かれる権利の具体的な基準を明らかにし、さらに過去の日本国内判例を詳細に検討した本研究が、実務家に対しては里子の聴かれる権利の具体的な基準を提示し、また、日本の国内裁判所に対しては「里子の聴かれる権利の保障程度」に関する現状を伝えることに寄与することを願い、本稿を閉じる。

注

- (1) 那覇地方裁判所令和3年（行ウ）第21号令和

- 3年12月28日判決『LLI/DB判例秘書』、里親委託解除事案に関する調査委員会、「令和4年1月5日の里親委託解除事案に関する調査報告書」（2023年2月）、QAB琉球朝日放送「Qプラスレポート：本当の幸せを考えた仕組みを、里親から引き離される子ども」（2022年1月）、<https://www.youtube.com/watch?v=81Tvr4TJB8c>（最終アクセス：2023年12月25日）。
- (2) 第12条は、「意見表明権」と呼ばれることがあるが、本稿ではこれを、「意見を聴かれる子どもの権利」としたい。まず、国連子どもの権利委員会が、第12条全体を‘The right of the child to be heard’と表現している事実に留意したい。日本弁護士連合会も、第12条にかかる一般的意見の日本語訳で、本条全体を示す文言として、「意見を聴かれる子どもの権利」と記している。
- (3) Aoife Daly, *The Right of Children to be Heard in Civil Proceedings and the Emerging Law of the European Court of Human Rights* (The International Journal of Human Rights 2011) で紹介されている判例を抽出した。判例は、社会的養護下の子ども、もしくは実親と離れて暮らす子どもに関するものが中心である。
- (4) 対象とした国内判例は、嵩、「里親委託措置解除の取消しを求める里親の原告適格」、『ジュリスト』1561号（2022年）、横田、「里親委託の両義的性格に関する法的考察：行政法学と民法学の協働」、『法と政治』72巻1号（2021年）で紹介されている判例の中で公的にアクセスが可能な判例である。
- 尚、9つの判例の中には「A」、「C」どちらにも当てはまるものがある等重複している判例が存在する。